

安全衛生への取り組み

安全衛生体制の構築

本学の教職員や学生が教育研究活動や診療等の事業活動を健全に行うためには、快適な職場環境の形成が必要不可欠です。県内各地にキャンパスを持つ本学の場合には、これら立地環境を考慮して各地区毎の事業場形成及び安全衛生管理体制を確立し、日々労働災害や健康障害の未然の防止、職場環境・作業環境の確保、労働安全衛生教育などに取り組んでいます。また、事業主である学長を委員長に、各担当理事と各地区事業場安全衛生委員会委員長、本部部長等で全学的な環境及び安全衛生に関する事項を審議する「安全衛生管理委員会」を設置し、大学全体としても教職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の確保に取り組んでいます。



山形大学における安全衛生管理体制図

作業環境測定

大学では、教育研究活動や医療活動などさまざまな事業活動において、数多くの化学物質を使用します。それらの事業活動に従事する教職員等の健康障害を未然に防止するため、定期的に労働安全衛生法に基づく作業環境測定を実施しています。2017年度全般の結果は、各地区ともに概ね第1管理区分（作業環境管理が適切であると判断される状態）となっているほか、一部は第2管理区分（作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態）でした。今後も、適切な作業環境確保に向けて日常的な管理と指導をしていきます。

安全衛生教育（高圧ガスの取扱）

小白川キャンパスでは新年度が始まった直後を狙って、初めて実験研究に携わり高圧ガスを使用する学生や日常から高圧ガスに触れる機会の多い教職員を対象に「高圧ガスの保安講習会」を実施しています。2017年度は5月22日に理学部講義室を会場に、地元ガス会社職員を講師に迎え、高圧ガスの正しい知識の取得と取扱いについて講習会を実施しました。当日は29名の参加があり、講師からの取扱い説明の講義や簡単な実験等を受講し、安全な実験研究を行うため真剣に学んでいました。



なお、米沢キャンパスでも同様の講習会を12月19日に開催しています。